

公益財団法人佐賀県健康づくり財団 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

令和元年7月1日

佐賀県健康づくり財団

1. 計画期間 令和元年7月1日 ~ 令和4年3月31日までの3年間
2. 内 容 所定外労働が多い正職員を対象にノー残業デーを導入し、月1回を基準とした参加率（定時退社率）を向上させることにより定時退社への意識を高め、財団全体の所定外労働を削減する。
3. 目 標 年平均参加率（月1回、ノー残業デーを設定した場合に換算して参加率を算出）の到達目標を、初年度は30%、2年度は60%、3年度は90%に設定。

対策1：令和元年度

- ①毎月、各課で定時退社できる可能性が高い日にちをノー残業デーとして設定する（できるだけ日にち固定）。
- ②各課で、ノー残業デー前日・当日などに、当財団内の電子連絡システムで、ノー残業デーであることを周知すると共に、定時退社を呼びかける。
- ③ノー残業デー当日、課長・課長補佐から定時退社を職員に呼びかける。
- ④ノー残業デーの参加率を各課で記録把握し、管理する。
以上により、まず参加率30%を達成する。

対策2：令和2年度

- ⑤ノー残業デーは、管理職が率先して定時退社を行い、定時退社の雰囲気づくりを進める。
- ⑥当財団は業務量の季節変動が大きいことから、繁忙期に定時退社が難し課では、閑散期に月に複数回、ノー残業デーを設定して参加率を高める。
以上により、参加率60%を達成する。

対策3：令和3年度

- ⑦各課で繁忙期でも最低月に1回、閑散期は2回以上、ノー残業デーを設定し、参加率を高める。
- ⑧ノー残業デーを月に複数回設定した場合には、予め定時退社対象者を振り分けて、定時退社させる。
以上により、参加率90%以上を達成する。